

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3370号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3370 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年10月4日総労第15577号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市内出張旅費請求書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市内出張旅費請求書」を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年7月26日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 職員番号（以下「不開示情報1」という。）は、個人に関する情報であって、開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるため、同号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、同号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。
- (2) 経路・交通機関（以下「不開示情報2」という。）については、出張者が保有する定期券で精算された区間が記載されており、この区間は出張者の自宅から職場までの経路を含むため、自宅の最寄り駅が推測できる情報である。これらの情報は、開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人が識別できるため、同号本文に該当する。

また、慣行として公にされる情報にも職務の遂行に係る情報にも当たらないため、同号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。

金額（以下「不開示情報3」という。）についても、逆算することで定期精算区間が推定されるため、同様の理由により不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

出張経路や交通機関、運賃は個人情報ではない。教西指第259-2号文書においては全開示されている（定期券利用の場合は旅費が0円となっている）ので、全てそのような扱いをすべきである。

5 審査会の判断

(1) 出張命令簿及び出張旅費請求書に係る事務について

横浜市では、開示請求日時点では、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）に基づき、職員の出張及びこれに係る旅費の支給を行っていた。

職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的な目的又は出張用件、出張帰着日等を記入して決裁を受けることとされている。出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、請求書に必要な書類（旅費請求書（兼領収書）等）を添えて市長に提出しなければならない。これらの手続は、通常、庶務事務システムを利用して電子申請で行う。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、実施機関職員の市内出張旅費請求書のうち、令和6年5月に報道された横浜地方裁判所への職員動員（以下「本件事案」という。）に係る出張経路及び旅費が記載された部分である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち不開示情報1から不開示情報3までを条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について

ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情

報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ さらに、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

ウ 本件対象文書は、実施機関職員に係る市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書であり、全体が一体として条例第7条第2項第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 不開示情報1について

不開示情報1には、職員の職員番号が記載されている。

職員番号は、人事管理、労務管理等に使用するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、一般に公表していないことから、本号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

次に、条例第8条第2項による一部開示について検討すると、これらは「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当するため、条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(イ) 不開示情報2及び不開示情報3について

a 別表に掲げる部分を除く部分には、出張命令を受けた職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち出張先への鉄道利用区間と重複している区間の駅名、鉄道名、運賃及び距離、当該区間が含まれる出張に要した運賃並びに当該区間が含まれる出張が記載された頁の合計運賃（以下「定期券利用区間の駅名等」という。）が記載されている。これらの情報は、当該職員の住所を推測させる情報と認められる。

出張に際しての出張先への鉄道利用区間に関する情報のうち職員の住所を推測させる情報である当該職員の定期券利用区間の駅名等は、本号ただし書

ウの公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当するものとは認められない。

また、職員の住所を推測させる情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものではないことから、本号ただし書アに該当せず、イにも該当しない。

b 別表に掲げる部分には、通勤定期券利用区間以外の出張経路が記載されている。この情報は、当該職員の住所を推測させる情報とは認められず、公務員の職務遂行の内容に係る部分であることから、本号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 不開示部分のうち開示すべき部分

不開示情報	開示すべき部分
不開示情報 2	1 頁目令和 6 年 1 月 9 日「経路・交通機関」欄不開示部分 3 行目 1 文字目から 20 文字目まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 10 月 4 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 12 月 11 日 (第 2 回 第 六 部 会)	・ 審 議
令 和 8 年 2 月 12 日 (第 3 回 第 六 部 会)	・ 審 議
令 和 8 年 5 月 14 日 (第 4 回 第 六 部 会)	・ 審 議
令 和 8 年 6 月 11 日 (第 5 回 第 六 部 会)	・ 審 議